

平成31年度実施分

小田原市行政提案型協働事業 応募の手引き

「行政提案型協働事業」は、行政が提示した事業テーマに基づいて、市民活動団体からその特性を活かした事業企画の提案を受け、適切な役割分担のもと、双方の責任において協働で事業を実施する制度で、地域の課題を解決し、より豊かなまちづくりを実現することと、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくことを目的としています。

市では平成31年度に実施する予定の、次の事業テーマについて事業企画の提案を公募します。皆さんからの積極的なご応募をお待ちしています。

事業テーマ：

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

募集期間

平成30年8月1日（水）～9月14日（金）

問い合わせ先

小田原市市民部地域政策課（5階赤通路）

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話：0465-33-1458 FAX：0465-34-3822

E-mail：shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

◆ 企画提案できる団体

事業企画の提案をすることができるのは、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体とします。

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。
- (2) 原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 市その他の行政機関が構成団体等に参加していないこと。
- (5) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること。
⇒登録は随時受け付けています。「市民活動団体登録申請書」に、規約等、役員名簿、会員名簿を添えて、地域政策課に提出してください。
- (6) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
- (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

※ 自治会・老人会・子ども会・PTAなどの団体は対象となりません。

※ 「市民活動団体」とは…

小田原市市民活動推進条例第2条第1項において定義する「市民活動」を行う団体のことです。

参考（「小田原市市民活動推進条例」より抜粋）

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

◆ 応募に必要な書類

- (1) 小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書
- (2) 小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書
- (3) その他参考となる資料

会報、チラシ、報告書、新聞記事等、活動内容を紹介する資料を任意で提出することができます。ただしA4両面で4枚までとさせていただきます。

※ 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録がお済みでない団体は、あわせて以下の書類を提出してください。

①市民活動団体登録申請書

②規約、会則又は定款

（目的、名称、市民活動の内容、事務所若しくは事業所又は活動の拠点の所在地、役員及び会員に関する連絡、会計に関する事項、当該団体の運営に関する事項について記載されている必要があります。）

③役員名簿

（役員の氏名及び住所又は居所を記載したもので、3人以上の役員を有している必要があります。）

④会員名簿

※ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。

[小田原市トップページ上のバー「暮らし」をクリック](#) → [市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック](#)

→ [「小田原市行政提案型協働事業（平成31年度実施分）の企画提案募集」をクリック](#)

◆ 応募方法

募集期間：平成30年8月1日（水）～9月14日（金）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

※上記受付時間内にお越しいただけない方はご相談ください。

提出先：小田原市役所地域政策課（5階赤通路）

※書類の内容を確認させていただきますので、事前に来庁日時をご連絡の上、ご持参ください（郵送不可）。

◆ 応募にあたって

本市では、市民活動団体と行政のよりよい協働を目指して、「協働をするうえでの基本的な考え方」や「市民活動団体と行政が協働事業を実施する際の実践的な過程や手法」などを取りまとめた「協働事業のガイドライン」を発行しています。

行政提案型協働事業に応募されるにあたり事前にご覧の上、申請してください。

※ 「協働事業のガイドライン」は、市役所5階地域政策課でお配りしています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

[小田原市トップページ上のバー「暮らし」をクリック](#) → [市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック](#) → [「協働事業のガイドライン」をクリック](#)

◆ 事業スケジュール

平成30年 8月 1日（水） ～9月14日（金）	市が事業テーマを提示 市民活動団体からの事業企画提案を公募
10月 4日（木）	公開プレゼンテーション・審査 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定
10月中旬～	採択事業の提案団体と事業所管課による事業の実施に向けた役割分担や事業費等の協議
平成31年 3月下旬	市議会での予算の議決により事業実施を決定
4月～	協定等の締結及び事業開始、中間報告
平成32年 4月～6月	実施報告書提出、事業報告会

◆ 審査方法

企画提案申請書及び公開プレゼンテーションにより審査を行い、その内容を総合的に評価して、実施に向けて検討する事業を選考します。

審査員は、小田原市市民活動推進委員会委員及び市職員です。

◆ 公開プレゼンテーション

事業企画提案を公開プレゼンテーション形式で説明していただきます。発表時間は7分程度を予定しています。

◆ 選考の視点

実施に向けて検討する事業は、以下の視点に基づき選考します。

提案内容の妥当性	公益性が高く、解決の求められている課題であるか
事業の実現性	事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か
費用の妥当性	費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか
相乗効果	協働による相乗効果が期待できるか
役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力	事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質を有しているか
事業の発展性	協働により市民サービス・事業効率は向上するか 事業の継続性や発展性が期待できるか

◆ 事業評価

事業実施の翌年度（平成32年度）に公開の事業報告会を開催します。

この報告会では、提出していただく報告書と併せ、小田原市市民活動推進委員会が事業評価を行います。

◆ 情報公開、情報提供及び個人情報の取り扱い

応募事業や採択事業の概要、提案団体の名称等、実施結果の概要等はホームページ等で公表します。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取り扱います。事業の審査・選考を行う小田原市市民活動推進委員会では、取り扱う個人情報を審査・選考の目的以外に使用いたしません。

◆ 留意事項

事業実施は平成31年度を予定しており、今後、予算審査等があるため、実施が確定しているものではありません。

○小田原市行政提案型協働事業（平成31年度実施分）概要書

事業テーマ名	
事業の目的	
事業の概要	
事業の現状及び課題	
市民活動団体に期待する役割	
市の役割（案）	
事業費（案）	
事業期間	
担当課名（電話）	

様式第1号（第4条関係）

小田原市行政提案型協働事業 企画提案申請書

年 月 日

小田原市長 様

住所
申請者 団体名
代表者名

小田原市行政提案型協働事業について、次のとおり企画を提案したいので、関係書類を添えて申請します。

事業テーマ名	
提案の概要 (事業内容・手法・目標・ 期待される効果など)	
事業実施 スケジュール (月ごとの予定など)	
役割分担	申請団体が担う役割
	市に望む役割

団体の概要	小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく市民活動団体登録申請書のとおり
発足年月日	
主な活動の実績	
協働の実績 (他団体や市と協働で 取り組んだ事業など)	
年間予算	
担当者連絡先	団体内の役職： 氏名： 住所： TEL： FAX： E-mail：
その他特記事項 (事業実施に向けて アピールしたいこと)	

この申請書のほか関係書類に記載された個人情報、小田原市行政提案型協働事業の事務以外には使用いたしません。

様式第2号 (第4条関係)

小田原市行政提案型協働事業 企画提案収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

科目	金額	積算根拠 (数量・単価など)
収入合計		

2 支出の部

(単位:円)

科目	金額	積算根拠 (数量・単価など)
支出合計		